二十二　国の行う藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う環境・生態系保全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十四　新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十五　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十七　個人の道府県民税の所得割の課税標準である総所得金額のうち、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百八十五条第一項に規定する旧相続法対象年金に係る雑所得の金額又は同令第百八十六条第一項に規定する旧相続法対象年金に係る雑所得の金額を、それぞれ同令第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定の例により計算したことにより生じた当該所得割に係る過納金の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十七条の規定による還付及び当該還付に係る還付加算金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成十九年度から平成二十四年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同項の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　旧民法法人で平成十九年能登半島地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額に〇・八を乗じて得た額

二　旧民法法人で平成十九年新潟県中越沖地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額に〇・八を乗じて得た額

3　平成二十二年度から平成二十七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（附則第四条第二項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（附則第四条第二項において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費（附則第四条第二項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　一般社団法人又は一般財団法人で口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づく基金を設置するものに対する貸付けの財源に充てるため平成二十二年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額（附則第四条第二項において特別交付税の算定の基礎となつたものを除く。）に〇・八を乗じて得た額

4　平成二十三年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　平成二十三年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる事由により平成二十三年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額から当該年度の特例的な給与の減額による削減額として総務大臣が認める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

三　当該年度の給料又は手当（期末勤勉手当を除く。）について、適切な減額改定又は減額改定に伴う所要の措置を講じないこと（これらの措置に準ずる措置その他のこれらと同等以上の効果が生じると認められる措置を別に講じている場合を除く。）。

6　平成二十三年度に限り、第四条第一項第三号ニの額は、同号ニによつて算定した額に〇・七を乗じて得た額（当該得た額が平成二十二年度における当該道府県に交付された特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である場合には、当該〇・二を乗じて得た額）とする。

7　平成二十三年度に限り、第四条第一項第三号ホの額は、同号ホによつて算定した額が平成二十二年度における当該道府県に交付された特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である場合には、当該〇・二を乗じて得た額とする。

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　平成二十三年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額